

令和8年度ながくてひろば

# 放課後児童クラブ入会説明案内

## 1 開設日時・場所

- 開設期間：令和8年4月1日(水)から令和9年3月31日(水)まで（年度ごとの申込が必要）
- 開設日時：学校がある日 下校時刻から午後7時まで  
：土曜日・長期休暇・学校休業日 午前7時30分から午後7時まで
- 閉所日：日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）

※育休復帰予定の方は、育休復帰日から利用できます。育休延長する場合は事前にご相談ください。

※土曜日は、市が必要と認めた場合のみ利用できます。青少年児童センターでの合同保育を実施します。

名 称	所 在	電話番号	土曜日 保育場所
長久手児童クラブ	青少年児童センター(岩作中島7番地1)	070-3799-7487	青少年児童センター内(合同保育)
西児童クラブ	西小学校(打越901番地)	070-4759-2693	
東児童クラブ	東小学校(前熊前山174番地)	0561-41-8213	
東第2児童クラブ	上郷児童館(前熊前山173番地3)	070-7567-9463	
南児童クラブ	南小学校(喜婦嶽702番地)	0561-41-8610	
南第2児童クラブ	長久手南児童館(長配二丁目1003番地)	090-9280-3184	
北児童クラブ	北小学校(池田77番地)	0561-41-8590	
北第2児童クラブ	長久手北児童館(段の上2901番地)	090-9795-5745	
市が洞児童クラブ	市が洞小学校(市が洞一丁目1203番地)	0561-64-2016	
市が洞第2児童クラブ*	市が洞児童館(市が洞一丁目401番)	0561-64-5621	

※市が洞第2児童クラブは「株式会社エデュケア」、他の児童クラブは、「株式会社トライグループ」に運営を委託します。

## 2 利用料・支払い方法

- 月額8,000円（8月のみ10,000円）です。同一世帯で2人以上が同時に児童クラブを利用する場合、2人目以降の利用料は半額です。
- 原則口座振替での納付となります。毎月5日（4月は20日、振替日が土日等の場合は翌営業日）に指定口座から振替します。
- 口座振替できなかった場合は、納付書による納付となります。コンビニまたは金融機関にて納付してください。納付後の返金は、原則行いません。

## 3 利用料の減免

- 下表①～④の対象にあたる世帯は、利用料が減免されます。「ながくてひろば利用料減免申請書」を市役所子ども未来課に提出してください（郵送可・必着）。電子申請も可能です。申請書様式、電子申請フォームは裏面下部のQRコードまたはURLからご確認ください。
- 原則、申請書の提出があった翌月分の利用料から減免適用されます。申請前に納入済の利用料については還付できません。

対象世帯	減免内容	減免対象期間
①生活保護世帯	全額免除	・適用期間中
②市町村民税非課税世帯 (扶養義務者含む)		・令和7年度市民税非課税の場合:令和8年4月分~9月分 ・令和8年度市民税非課税の場合:令和8年10月分~翌3月分
③児童扶養手当受給世帯 (全額支給停止除く)		・令和8年4月~10月受給認定の場合:令和8年4月分~12月分 ・令和8年11月~翌3月受給認定の場合:令和9年1月分~3月分
④就学援助対象世帯	半額免除	※就学援助認定通知書の写しを添付してください。 なお、申請翌月からの減免開始とし、通知書の認定日に遡って減免することはできません。 ・令和7年度発行の認定通知書提出:令和8年4月分~9月分 ・令和8年度発行の認定通知書提出:令和8年10月分~翌3月分

※令和8年度から一部制度を変更しております。

#### 4 各種届出

- 下記に該当する場合は、届出が必要です。必要書類を市役所子ども未来課（郵送可・必着）へ提出期限までに出してください。
- 各様式は市ホームページからダウンロード可能で、休会・退会については電子申請が可能です。

内 容	提出書類	提出期限	備 考
休会	ながくてひろば 利用休会届	休会する月の 前々月の末日 (例)8月を休会したい →6月末日まで	※電子申請が可能です。 ・提出期限を過ぎた場合、1日も利用しなくても利用料がかかります。
退会	ながくてひろば 辞退・退会届	退会する月の 前々月の末日 (例)8月から退会したい →6月末日まで	・4、5月は休会・退会できません。 ・休会は年度内に児童一人につき2か月まで可能です。
申込内容から 変更がある	就労内容等変更届	変更になる月の 前月の最終開設日	※下記①②③に該当する場合は、添付書類要
	①保護者の勤務先、勤務条件等変更 の場合 「就労証明(申告)書」		・児童クラブ加入条件に満たない場合は、退会していただく場合があります。 ・勤務先、勤務条件が同じで勤務地のみの変更の場合、「就労証明(申告)書」の提出は不要です。「就労内容等変更届」を提出してください。
	②年度途中で保護者が出産休暇に入 る場合 「親子(母子)手帳」の写し(表紙と予 定分娩日の記載があるページの写し)		・出産予定月を中心に産前2か月、産後2か月の5か月間 内に限り、児童クラブを利用できます。出産休暇5か月を 過ぎて、その後育児休暇を取得される場合は退会となります。別途退会の手続をしてください。 (例)7月が出産予定月の場合・5~9月の5か月間 (例)3月が出産予定月の場合・1~3月の3か月間
	③診断書等の有効期限が切れた場合 「最新の診断書等」		・診断書等の有効期限が切れた場合、隨時、最新の診断書 または手帳等の写しを提出してください。

※令和8年度から一部様式を変更しております。

【各種届出の様式・電子申請フォームはこちらから】 ※減免申請もこちらから



長久手市ホームページ「ながくてひろば各種届出」  
<https://www.city.nagakute.lg.jp/soshiki/kodomobu/kodomomiraika/1/4/986.html>

# ◎利用にあたってのお願い

児童クラブ利用にあたり、お守りいただきたいことを記載しています。

## 1 出欠連絡

- ・コドモンアプリで出欠確認を行います。毎月15日までに翌月の出欠席を入力してください。
  - ・出席する日は、黄色帽子のよく見える箇所に「フェルトバッジ」を付けて登校してください。欠席する日は、「フェルトバッジ」を付けずに登校してください。
  - ・欠席の場合は、児童クラブへの連絡に加え、必ず事前に小学校にも連絡してください。  
(※児童が学校で早退した場合は、必ず児童クラブにも連絡してください)。
  - ・予定を変更して欠席する場合、【学校がある日・・・当日午後1時まで／長期休暇中（始業式等含む）・・・当日午前7時30分まで】であれば、コドモンアプリにて入力変更が可能です。それ以降にやむを得ない事情により欠席する時は、必ず児童クラブへ下校時間の30分前までに電話連絡してください。
- ※児童の安全確保のため、保護者からの欠席連絡がない場合は、下校時に一旦児童クラブへお連れしますので、連絡漏れがないようご協力を願いします。
- ・児童が学校を欠席した日、保護者（父・母のどちらか）の勤務のない日、休暇、シフト等により児童の下校時刻に保護者が在宅できる場合は、児童クラブもお休みしてください。

## 2 持ち物

- ・着替え(服上下、靴下、下着(必要な方))を1セット袋に入れ、持参してください。南児童クラブ、西児童クラブ、市が洞児童クラブ、東児童クラブでは、上靴を用意してください。
- ・持ち物には、すべて見やすいところに氏名を記入していただき、お金、おもちゃ、お菓子、携帯電話などは持たせないでください。
- ・児童クラブに着替え以外のものは置かないようにしてください。
- ・児童クラブ開設時間終了後に忘れ物を取りに戻ることはできませんので御注意ください。

## 3 おやつ・昼食

- ・長期休暇中や学校休業日など給食がない日は、弁当とお茶を持参してください。(4月の給食開始日前日までは、お弁当をご用意ください。) 保管時における衛生面に十分配慮しますが、いたみやすい食材は避けてください。
- ・児童クラブでは、おやつとして市販のお菓子等を用意します。アレルギーなどで用意したおやつが食べられない場合は、各自で用意していただくことがあります。(利用料の減額はありません。)
- ・長期休暇時における昼食（お弁当）の斡旋を予定しています。お弁当の申込みについては、別途コドモンアプリでお知らせします。

## 4 送迎

- ・児童クラブに提出された緊急連絡先確認票に記載された方以外の送迎はお断りしています。確認できない場合は、事故防止のためお子様の受け渡しができません。
- ・送迎時には、緊急連絡先確認票と引き換えにお渡しする「ネームカード」をご提示ください。
- ・勤務終了後は速やかにお迎えに来てください。当日の送迎時間が変更になる場合、【学校がある日・・・当日午後1時まで／長期休暇中（始業式等含む）・・・当日午前7時30分まで】であれば、コドモンで受付可能です。  
それ以降の変更や、やむを得ない事情により開設時間内（午後7時）までにお迎えに来ることができない時は、必ず児童クラブへ電話連絡してください。

- ・送迎時間を守れない(開設時間を過ぎてのお迎えが頻繁にある)、無断欠席が続くなど規則を守らない場合は、退会していただくことがあります。
- ・送迎時には、必ず職員に声をかけてお子様の受け渡しをしてください。
- ・車で送迎される際は、周りの方に迷惑にならないよう十分に注意し、車を離れるときはエンジンを切ってください。また、送迎は速やかに行ってください。
- ・送迎図は、市ホームページでご確認ください。  
(<https://www.city.nagakute.lg.jp/soshiki/kodomobu/kodomomiraika/1/4/25894.html>)

## 5 インフルエンザ等による学級閉鎖・出席停止となつた場合

学級閉鎖となつた場合、または学校において早帰りの措置がとられた場合、同じ学級の児童にも潜伏期の可能性がありますので、感染蔓延化を防止するためながくてひろばの利用はできません。なお、出席停止の場合、医師の指示に従ってください。

## 6 事故・体調不良の場合

- ・安全については十分に配慮いたしますが、万が一の事故や急病の場合には、スタッフが対応します。けがや病気の程度に応じて医療機関に連れて行くなど、適切な対応を行うとともに保護者へ連絡いたしますので、速やかにお迎えに来てください。また、児童が体調不良の状態で参加することはご遠慮ください。
- ・ながくてひろば活動中のけがに備え、スポーツ安全保険に加入しています。

## 7 その他

- ・緊急連絡時には、勤務先に連絡しますので御了承ください。
- ・例年6月頃、就労状況の確認を行います。
- ・利用料を滞納される場合は、退会していただくことがあります。
- ・警報発令、南海トラフ地震に関する情報発令時の措置等は市ホームページに次ページのとおり掲載しています。

## 8 問合せについて

- ・入会、申請、利用料等に関するお問合せについては、市ホームページのお問合せフォーム又は市役所子ども未来課までご連絡ください。
- ・コドモンアプリ・保育・運営に関するお問合せについては、(株)トライグループまでご連絡ください。
- ・お子様の個別のご相談及びご質問については入会する児童クラブまでご連絡ください。

### 【問合せ先】

手続き・利用料に関する問合せ・・・長久手市子ども部子ども未来課児童係 TEL 0561-56-0616  
コドモン・運営に関する問合せ・・・(株)トライグループ TEL 080-4127-0064  
※市が洞第2児童クラブの運営に関する問合せ・・・(株)ポピinzエデュケア TEL 0561-64-5621

# 放課後児童クラブ休所基準

令和7年1月15日

## 1 判断による休所

非常災害、その他急迫の事情のある場合

### (1) 長久手市に暴風警報・暴風雪警報・特別警報が発令された場合

ア 授業がある日

警報発令時及び解除時の対応	
暴風警報、暴風雪警報、大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報が正午より前に解除された場合	午後2時から開所
正午以降に解除された場合	休所
開所中の発令	保育を中止。速やかに保護者へ引き渡す。

イ 土曜日、長期休業時、学校行事等の代休日

警報発令時及び解除時の対応	
暴風警報、暴風雪警報、大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報が午前6時現在発令されている場合	警報が解除されるまで休所。警報解除1時間後に開所。
正午以降に解除された場合	休所
開所中の発令	保育を中止。状況に応じて待機し、安全が確認できれば保護者へ引き渡す。

### (2) 地震

震度5強以上の地震が発生した場合	地震発生当日は休所
開所中の発生	保育を中止し、児童の安全が確認されるまで施設内で待機のうえ、保護者へ引き渡す。

### (3) 南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	休所の場合は、災害対策本部の判断による。
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	休所の場合は、災害対策本部の判断による。

### (4) 熱中症特別警戒情報

実施日の前日午後2時に、愛知県下に熱中症特別警戒情報が発表された場合、翌日は中止。ただし、仕事の内容や家庭の事情により保育が必要な家庭のみ受け入れる。

## 2 その他

火災、災害、事故等で児童等の生命・身体に危険があると認められる場合は休所する。